

# 令和 7 年度森林資源情報解析業務の入札実施要領

この要領は、入札後審査方式一般競争入札により令和 7 年度森林資源情報解析業務の委託業者を決定する上で必要な手続きを定める。

## 1 基本的事項

### (1) 設計図書等の熟知

入札参加者は、県が指示した設計図書等を熟知の上、入札するものとする。

### (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 業務委託費内訳書の提出

- ① 入札に当たっては、入札書記載の入札金額に係る業務委託費内訳書を入札書に添付し、入札書提出締切日時までに持参すること。
- ② 業務委託費内訳書は、この入札公告を掲載している県ホームページからダウンロードしたものにより作成し提出すること。
- ③ ②の要件を満たさない業務委託費内訳書を提出した者又は業務委託費内訳書を提出しない者は、入札を無効とする。

### (4) 入札保証金

入札保証金の納付については、免除する。

### (5) 入札執行回数

入札執行回数は 1 回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは入札を終了する。

### (6) 開札の立ち会い

開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、当該入札参加者の立ち会いの上、開札を行う。

### (7) 入札・開札の延期及び中止

- ① 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、この入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- ② 入札参加者が 1 人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。
- ③ 開札の延期又は中止をした場合は、当該入札案件に入札書を提出している入札参加者に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時又は中止する旨を連絡するものとする。

## 2 入札の失格

- (1) 以下により算出される最低制限価格（税抜き）を下回る入札を行った者は失格とする。なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）

最低制限基本価格（税抜き）＝「直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.55」

なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の 8.5/10 を超える場合は、予定価格の 8.5/10 を最低制限基本価格とし、予定価格の 2/3 に満たない場合は予定価格の 2/3 を最低制限基本価格とする。

- (2) 開札日の翌日から落札決定までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 4 月 18 日建設第 73 号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者又は徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた者
- (3) 入札価格と業務委託費内訳書記載の合計額（税抜き）が一致しない者

## 3 入札の無効

徳島県契約事務規則（昭和 39 年徳島県規則第 39 号）第 24 条に該当する入札又は次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 要件を満たさない業務委託費内訳書を提出した者又は業務委託費内訳書を提出しない者のした入札
- (3) 確認資料を持参又は郵送により提出する場合において、目録の提出のない者の入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (6) 同一事項に対してした 2 通以上の入札
- (7) 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (8) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (9) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札
- (10) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

## 4 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、入札公告に記載された事項以外に、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日から開札日までの間に、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資

格停止の措置の対象となっていない者であること。

- (3) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- (6) 別に定める資格を有する技術者を配置できる者であること。

## 5 入札参加資格確認資料等に関する事項

- (1) 入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）

- ① 入札参加資格審査申請書の提出を行う際に同時に提出する書類

- ア 入札参加資格確認票（様式 1）

提出後、落札決定までの間において、様式 1 に記載した事項のいずれかに変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ること。

- イ 同種業務の実績（様式 2）

入札公告において、明示した参加資格の確認を行うための資料とするので、この点に注意して、業務の履行実績を入札公告に示す件数まで記入して提出すること。

なお、落札候補者となった者は、当該業務に係る契約書等、業務概要が明確に分かる書類の写しを追加提出しなければならない。また、当該業務が（一財）日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書等の写しの提出に加え、同サービスの写しを提出すること。

- ウ 配置予定技術者の資格（様式 3）

入札公告において、明示した参加資格の確認を行うための資料とするので、この点に注意して、配置予定技術者の資格を記入して提出すること。

なお、落札候補者となった者は、配置予定技術者の資格証明書等の写し及び雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を追加提出しなければならない。

- (2) その他

- ① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ② 契約担当者は、提出された申請書及び確認資料を参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び確認資料は、原則として返却しない。
- ④ 提出期間終了後は、申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、

発注者側が要求した場合は、この限りでない。

## 6 落札者の決定等に関する事項

### (1) 落札候補者の決定方法等

- ① 開札時には、落札者の決定を保留し、開札を終了する。
- ② 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全入札参加者について、提出された確認資料の審査を行うものとする。
- ③ ②の審査は、原則として、開札日の翌日から起算して2日以内（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。なお、入札参加者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。また、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、発注者が準備するくじにより第1順位の落札候補者を決定するものとする。
- ④ 落札候補者を決定した場合、電話連絡等により通知する。
- ⑤ (2)の①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、次順位者を落札候補者として決定する。

### (2) 落札者の決定方法等

- ① (1)により、落札候補者として決定された者に対して、電話連絡等により5の(1)において規定する追加書類の提出を求めることとする。なお、入札参加者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。
- ② 落札候補者から提出された追加書類の審査を行い、審査の結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者から5の(1)において規定する追加書類の提出を求め、追加書類の審査を行うものとする。なお、落札者が決定するまで順に同様の手続を行うものとする。
- ③ ②の審査及び落札決定は、原則として、落札候補者として決定された日の翌日から起算して2日以内（県の休日を除く。）に、次順位者の場合、落札候補者として決定された日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に行うものとする。
- ④ 落札者を決定した場合は、すべての入札参加者に対して、入札結果の公表をもって、落札決定を通知する。

## 7 契約締結手続き

### (1) 契約に使用する言語

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

### (2) 契約書の作成

この契約を証するため、書面により契約書を作成する。落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日以内に、契約書の案に記名押印して契約を結ばなければならない。

- (3) 前記(2)の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。
- (4) 落札者は、前記(2)及び(3)の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。
- (5) 落札者の決定後、請負契約を締結するまでの間において、落札者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合又は入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けた場合、又は徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた場合は、当該請負契約を締結しないこととする。

## **8 参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明**

参加資格要件を満たしていないと認められた者には、入札参加資格不適格通知書を送付する。なお、参加資格要件を満たしていないとされた者は、発注機関の長に対して、その理由についての説明を求めることができる。説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送により提出しなければならない。

### **(1) 提出期限**

入札参加資格不適格通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に提出すること。

### **(2) 提出時間**

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

### **(3) 提出場所**

入札公告に明示する「問い合わせ先」に記載されている場所

### **(4) 回答**

説明を求めた者に対し、(1)の提出期限日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に、書面により回答する。

## **9 支払条件**

### **(1) 前払金**

前払金保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、請負代金額に係る各年度ごとの当該年度割額の10分の3以内の前払金の支払を請求することができる。

### **(2) その他**

契約書の規定による。

## **10 入札に関する事項**

### (1) 入札の参加

入札に参加しようとする者は、入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限までに入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出を行わなければならない。

#### ア提出期限

入札公告に明示する入札参加資格審査申請書の提出期限

#### イ提出場所

入札公告に明示する「問い合わせ先」に記載の場所

### (2) 確認資料の持参又は郵送による提出

確認資料は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の方法により提出すること。

また、提出にあたっては、必ず、持参又は郵送する旨の表示、持参又は郵送する書類の目録を添付すること。

なお、持参又は郵送により確認資料の提出を行う場合は、封筒の表に「案件名称」、「入札参加希望者の住所及び商号又は名称」を記載し、「入札参加資格確認資料在中」と朱書きした上で、提出すること。

#### ア提出期限

入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限

#### イ提出場所

入札公告に明示する「問い合わせ先」に記載の場所

### (3) 入札書の提出等

- ① 入札書は、徳島県ホームページに掲載している様式により作成・封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された場所において入札書提出締切日時までに入札箱に投入しなければならない。
- ② 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- ③ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。
- ④ 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合

住所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 氏名

復代理人の場合

住所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 住所

商号又は名称

氏名

復代理人氏名

## 11 その他

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第

54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、提出した申請書が無効とすることとともに、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止の措置の対象となることがある。
- (5) 入札参加資格確認申請書に記載された主任技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き、変更することはできない。